平成26年度実地指導の主な指示事項

（介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・介護療養型医療施設）

項　目		主　な　内　容
第3 人員に関する基準	1 人員配置	①　業務を兼務する場合は、各々の勤務時間を分けて記録すること （主に、理学療法士等による老健と通所リハビリテーションの兼務）
	2 勤務体制	①　夜間勤務を行う職員は年に2回、その他の職員は年に1回、健康診断を実施すること ②　虐待防止、身体拘束、事故防止、感染症予防の研修を実施すること （老健は、事故防止、感染症予防研修は年間2回必須） ③　研修は、年間計画を立て、実施記録を残すこと
第5 運営に関する基準	1 記　録	①　提供したサービスの内容を日々記録すること
	2 身体拘束	①　身体拘束廃止委員会を設置すること ②　改善計画（身体拘束廃止マニュアル）を作成すること ③　身体拘束の解除予定日は一律とせず、必要最小限の期間とすること ④　拘束開始日までに家族の同意を得ること（更新の場合も同様） ⑤　（老健）拘束の態様等を医師が診療録に記載すること
	3 施設サービス計画	①　入居日前に暫定プランを作成し、入居日に本人及び家族に説明・同意を得ること ②　速やかに家族への同意を得ること ③　家族に交付する際は、週間サービス計画表又は日課計画表も交付すること ④　計画の作成、見直しの際は、サービス担当者会議を開催し、記録に残すこと ⑤　定期的にモニタリングを実施し、計画の見直しを行うこと
	4 非常災害対策	①　防災訓練は年間2回（うち1回は夜間想定）実施すること ②　防災訓練を実施した際は、結果報告書を作成し、不参加の職員に周知すること ③　非常災害物資（非常用食料、飲料水等）を3日分程度備蓄すること ④　スプリンクラーの直下には荷物を置かないこと ⑤　防災設備点検を年2回実施すること
	5 衛生管理	①　清潔物と不潔物は区分して保管すること ②　害虫駆除を半年に1回以上実施すること ③　飲料水検査、貯水槽清掃を年1回実施すること ④　検食は、1品50グラムを目安に保存すること ⑤　厨房には清掃チェック表（毎日・週1回・月1回清掃）等を備え、衛生管理に万全を期すること
	6 掲　示	①　施設内の見やすい場所に、重要事項の概要を掲示すること
	7 苦情処理	①　苦情や要望は報告書に記録し、職員へ情報共有してサービス向上に役立てること
	8 事故防止	①　骨折、入院以上の事故が発生した場合は、事故報告書等を市町村及び県福祉事務所へ提出すること ②　誤嚥しやすい食品を提供する際は、食事形態に合わせてカット等をした上で提供するよう努めること ③　急な誤嚥に備え、食堂付近に吸引器を設置するよう努めること ④　浴室に機械浴槽の取扱説明書を備えること